

令和元年度千曲市プレミアム付商品券特定事業者募集要項

1. 趣旨

千曲市プレミアム付商品券事業において千曲市が発行するプレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）を取り扱う特定事業者（以下、「取扱店」という。）を募集する。

2. 取扱店の募集受付期間

・令和元年8月1日（木）～令和2年2月14日（金）

なお、8月23日（金）を1次募集期限とし、期限までに提出があった取扱店は購入引換券に同封するチラシに掲載します。

3. 商品券の利用期間

令和元年10月1日（火）～令和2年2月29日（土）

4. 商品券で購入できないもの、またはサービスの提供が受けられないもの

- ・不動産
- ・金融商品
- ・たばこ（電子たばこを含む）
- ・商品券、プリペイドカードなどの金券、金銀等の貴金属（宝飾品は除く）等、換金性の高いもの
- ・電子マネーの購入（チャージ）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業務において提供されるサービス等（飲食を主たる目的とするものを除く）
- ・事業に関わる仕入れ等の支払い
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課（公営ギャンブルを含む）
- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないと千曲市が判断するもの

5. 取扱店の登録資格

千曲市内の店舗、事業所等で事業を営む事業者

但し、以下の場合を除きます。

- ・本要項の4で定める商品、サービス等のみを取扱う事業者
- ・千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第6条に規定する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が関与する場合
- ・特定の宗教・政治団体に関わる場合や、業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・その他、本事業の趣旨に合致しないと千曲市が判断した場合

6. 取扱店の登録方法

①【千曲市内の商工団体会員の事業者の方】

「千曲市プレミアム付商品券特定事業者登録申請書」に必要事項を記入し、郵送または電子メールで所属する千曲市内の商工団体へ提出する（窓口で直接持ち込んでも可）。
※2団体に所属している場合は、どちらか一方へ提出してください。

②【千曲市内の商工団体に所属していない事業者の方】

「千曲市プレミアム付商品券特定事業者登録申請書」に必要事項を記入し、郵送または電子メールで千曲市役所経済部産業振興課へ提出してください（窓口で直接持ち込んでも可）。

なお、申請書の提出後、現に事業を行っている事を証明するに足りる書類（法人の場合は決算書、個人の場合は確定申告書および決算書（収支内訳書）など。）の提出を市から求められる場合があるので留意すること。

市は、①②により提出された申請書を審査し、承認した取扱店へは「特定事業者登録証明書」を発行し、取扱店用資材（ポスター、取扱店マニュアル等）等と併せて配付する。

7. 利用済み商品券の換金

- ・換金請求期間 令和元年10月1日（火）から令和2年3月10日（火）まで
※上記期限を過ぎての換金には一切応じられません。
- ・換金請求場所 市内11郵便局（稲荷山、千曲、八幡、戸倉、力石、五加、上山田温泉、更級、森、屋代駅前、雨宮の各局）
※簡易郵便局（上山田南、杭瀬下、倉科、黒彦団地、新戸倉温泉、寂蒔）と市役所売店では請求できません。
- ・換金方法 使用済み商品券に千曲市プレミアム付商品券換金請求書を添えて郵便局の窓口へ提出する。
取扱店登録申請の際に指定した金融機関に市から後日振り込みを行う。

8. 取扱店の責務

取扱店は、以下の項目を遵守しなければならない。

市は、これらの責務に反する行為が認められた場合には、換金の停止、登録取り消し及び損害金の申し受け等を行うことができる。

- ・商品券の取扱店であることが分かるように、見やすい場所に市が交付するポスターの掲示を行うこと
- ・取引において、商品券の受け取りを拒んではならないこと
ただし、偽造が疑われるプレミアム付商品券及び不正に使用されていることが疑われるプレミアム付商品券は受取を拒否するとともに、当該事実を速やかに市に通報す

ること

※通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かるプレミアム付商品券については換金に応じられません。

- ・商品券を現金に換金しないこと
- ・商品券の額面に満たない場合でもつり銭は支払わないこと
- ・商品券による支払を受けた際は、再流通を防止するため券裏面に事業者名又は氏名等の記載を行うこと
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと
- ・利用者から受け取った商品券は取扱店の責任において厳正に管理すること
※盗難、紛失、滅失等について市は一切の責任を負いません。
- ・市と適切な連携体制を構築すること
- ・販売、換金等の事務的な手続きについては、後日配付されるマニュアルに従って行うこと

9. 特定事業者の周知方法

- ・1次申込までに申込んだ取扱店は、対象者への購入引換券送付時に同封されるチラシに掲載する。
- ・市のホームページ等に掲載し、随時更新する。

10. 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券の換金にかかる手数料も無料とする。

11. 届出事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは速やかに市に届け出るものとする。

以上